

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール  
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹  
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子  
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

---

出版情報：2012-03  
バージョン：  
権利関係：

## ポワチエ都市文書庫と史料伝来

大宅 明美

最近の史料論研究の興隆の中で、特に 20 世紀末以降、都市文書庫に記録が蓄積され利用されていく過程に対しても問題関心が拡大している<sup>1</sup>。「都市文書」のありようは多種多様である。都市は、どのような目的で文書を作成し、保管したのか。文書管理のあり方は、都市の個性をどのように映し出してくれるのだろうか。

筆者は 2009 年 3 月に、中西部フランスのポワトゥー地方首邑都市ポワチエの市図書館およびヴィエンヌ県文書館で現地調査を行い、成果の一部を「中世フランスにおける都市カルチュレールの作成と伝来に関する一考察—ポワチエの『マニユスクリ・サン＝ティレール』を巡って—」<sup>2</sup>として公表した。そこでの主要な目的は、都市カルチュレールが編纂される際に都市文書庫に保管されている全資料の中からどのようなものが選び出され筆写されたのか、その一例を示すことであった。現在筆者は、同都市が中世盛期から後期にかけ王権との行財政上の連携を強化する過程において、それが都市の文書管理の在り方にどのように反映されているかを明らかにしたいと考えている。本稿はその予備的作業として、まずは都市文書庫の全体的把握を試み、同都市において文書の管理がどのような意義を持っていたのか、さらに「都市の史料論」がポワチエ都市史研究にどのような貢献をしようかを考えていく上での手がかりとしようとするものである。

## 1. ポワチエの都市文書の現状

## (1) 19 世紀の都市文書の分類と目録化——全般的状況——

まずは、フランスにおける都市文書全般の分類・目録化と 19 世紀の国家的政策との関連について簡単に述べておこう。

フランス革命時に、旧体制期の諸組織から没収・国有化された文書を体系的に保存・管理する必要が生じたことを契機として、中央文書館—県文書館—市町村文書館のピラミッド型構造を特徴とする近代的文書館の制度がととのえられたことはよく知られている。各都市共同体の文書庫に伝来する史料に関しては、それらを分類・目録化するための統一基準が 19 世紀半ばに定められ、内務省の審査と承認を受けることが義務づけられた。下に掲げたのは、1857 年 8 月 25 日に国から各市町村に通達され、1879 年及び 1926 年に付加と修正を加えられた分類基準である<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> これを最もよく表しているのが、1998 年にヘントで行われた研究集会とその報告集である。Prevenier, W. et De Hemptinne, Th. (éd.), *La diplomatie urbaine en Europe au Moyen Age. Actes du congrès de la Commission Internationale de Diplomatie, Gand, 1998*, Louvain 2000.

<sup>2</sup> 『西洋史学報』37 号、2010 年、33—55 頁。

<sup>3</sup> 「市町村文書の保管と整理に関する命令」《Instructions relatives à la conservation et à la mise en ordre des Archives des communes》(1842 年 6 月 16 日)；「1790 年以前の市町村文書の分類と目録に関する命令」《Instructions pour le classement et l'inventaire sommaire des archives communales antérieures à 1790》(1857 年 8 月 25 日)

【表1】 都市（市町村）文書（1790年以前の史料<sup>4</sup>）分類の統一基準

	含まれる史料類型
<b>AA 系統：「都市制度と都市の政治に関する文書および書簡」</b>	都市カルチュレールおよび慣習法の集成；王権や聖俗領主から都市に賦与された特権証書；王国・地域・都市の行政に関連して聖俗領主やその他の人々と都市がやり取りした書簡；三部会の代表選出に関する記録；三部会議事録、等
<b>BB 系統：「都市行政」</b>	都市当局が発行した文書；都市審議会等の議事録；都市役人選出に関する記録；都市が発行した書簡の控え；市民権認可の登記簿、等
<b>CC 系統：「財政、税、会計」</b>	王権または聖俗領主によって徴収された税の記録；都市が自ら徴収した税の記録；台帳系諸記録；都市の収入や支出の会計記録；都市の負債に関する記録、等
<b>DD 系統：「都市の財産、水流と森林、公共工事、道路」</b>	都市が所有する土地や不動産の権利に関する書類；河川および森林の管理に関する記録、等
<b>EE 系統：「軍事」</b>	バンとアリエール＝バンに関する記録；都市が自らの費用で調達した軍隊に関する記録；囲壁と都市防衛に関する記録、等
<b>FF 系統：「裁判、訴訟、治安維持」</b>	国王裁判権、領主裁判権、これらの裁判権と都市との関係に関連する諸記録、等
<b>GG 系統：「宗教、公教育、民生事業」</b>	出生、結婚、埋葬に関する小教区由来の文書；教会・聖職者と都市との関係に関連する記録；宗教改革と新教徒迫害に関する諸記録；ユダヤ教関連記録；大学等の教育施設に関する記録；医療施設に関する記録、等
<b>HH 系統：「農業、手工業、商業」</b>	食糧供給・生活物資供給に関する記録；農作物収穫に関する諸規定；市の開催や商取引に関する記録；手工業の共同作業所や工房に関する記録；同職組合に関する記録；港の管理および海事全般に関する記録、等
<b>II 系統：「その他」</b>	都市の公証に関する記録；都市が外部から買収したり寄贈された史料；古文書や動産の目録類；地図・木版画、等

各都市は、それぞれが所持する史料の伝来状況に応じ、上記の基準に準じて AA から II までの分類枠組を設定した。こうして 19 世紀後半以降、フランス全土できわめて多数の都市文書目録が作成され、その中の一部は内務大臣の助成奨励のもとに《1790 年以前の市町村文書目録》叢書<sup>5</sup>として刊行されることとなった。1881 年には、6,024 市町村の伝来史料について目録が作成され、同年中に刊行された目録だけでも 60 にのぼる<sup>6</sup>。

したがって、フランス全土の市町村に伝来する革命前の全史料が統一された基準によって分類され

<sup>4</sup> 1790 年以降すなわち革命以降の史料に関しては、A 系統～T 系統の 20 グループに分類する別の基準が定められている。Circularaire du ministre de l'Intérieur sur le cadre de classement des archives communales modernes (20 novembre 1879.), dans *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1879, t.40, p.617-625.

<sup>5</sup> 《Collection des inventaires-sommaires des archives communales antérieures à 1790》。

<sup>6</sup> これは、革命前の史料を対象とした目録のみの数字である。Rousseau, H., Archives départementales, communales et hospitalières, dans *Bibliothèque de l'École des chartes*, 1882, t.43, p.408-19. なお、19 世紀末に刊行された史料目録の数は膨大であるが、そのすべてが国家の助成奨励によるわけではなく、都市自身の費用あるいは県の予算で刊行されたものも多い。

ることとなったわけであるが、それはあくまで建前上のことである。現実には、それによらないものが相当数存在しており、その理由も多岐にわたる。ここで紹介するポワチエの都市文書も、そうした国の統一基準によらない分類を受けているケースの一つである。

## (2) レデーによるポワチエ都市文書の分類と目録化

都市ポワチエに伝来する史料のうち 1790 年までのものについては、古文書学者ルイ・レデーが 1837 年から 1842 年にかけて分類と目録化を行った後、現在もそのままの形でポワチエ市図書館<sup>7</sup>に收容されている。レデーは「フランス初の古文書学校長の県文書館長」として知られる<sup>8</sup>。古文書学校在学中の 1834 年にヴィエンヌ県知事に乞われて同県文書館に就任し、1868 年に引退した後も、1881 年に死去する直前まで精力的に研究を続けた人物である。

七月王政期 1837 年の市議会において、コミューヌ期の都市文書庫が放置状態にあることが問題となり、県文書館長のレデーにその分類と整理が依頼されることとなった。「コミューヌ期の都市文書庫」とは、コミューヌが行政の拠点としていた都市中心部の建物の 1 階秘書室の棚と櫃に保管されていた資料を念頭に置いたものであったが、その後 3 階広間の棚と床、さらには倉庫の中にも膨大な量の資料が保管（あるいは放置）されていることが判明する。1837 年 9 月の市議会ではその「新発見」が報告されるとともに、国に予算上の支援を依頼することも議決された。こうした市政による全面的バックアップのもと、レデーは県文書館長としての業務と並行して 5 年間の作業を進め、1842 年 5 月、完成させた 268 葉からなる手稿の目録を市当局に提出した。これは、先述の「市町村文書の保管と整理に関する命令」が国から最初に通達（1842 年 6 月 16 日）される直前のことであった。

このような経緯により、都市ポワチエの文書庫は、国が統一基準として定めた二重アルファベットによる分類ではなく、レデーが独自に定めた方法によって分類整理した形態で保管されることとなったのである。レデーが作成した目録は 1861 年に内務省の承認を受けた後、彼の死の翌年 1882 年に、後任の県文書館長リシャールによって「西フランス歴史協会会報」の追悼記念号として刊行された<sup>9</sup>。

## 2. ポワチエ都市文書の伝来状況

ポワチエの都市文書庫は、レデー以前に少なくとも 3 回の分類・目録化が行われたとの記録があるが、そのうち 1506 年に作成された目録のみが現在まで伝来している<sup>10</sup>。目録に対応する分類番号が史料裏面に記入されているが、この時に史料の現物がどのように収納されたかは分からない。いずれにしても、都市文書庫はその後再び混乱に陥り、1674 年の都市評議会議事録には、メール（市長）が「資料の目録を完成させること、普段使わない資料はラベルを貼り付けた箱に入れて棚に収納すること、日常的に使う資料は窓のそばのクルミ材の櫃の中に納めること」を提案し、続けて「都市に所属すべき書類を所持している者は、目録に加えられるべく、また文書庫内の然るべき場所に納められるべく返却する」よう呼びかけたと記されている<sup>11</sup>。

1674 年の提案が実行に移されたかどうかの情報はないが、ここには都市当局が常に悩まされていた 2 つの問題が提示されている。ひとつは、日々増え続ける資料をいかに管理し保管するかであり、もうひとつは、資料の持ち出ししないし私物化と紛失の問題にどう対処するかである。

したがって、19 世紀前半にレデーが旧市庁舎で目にした書類の山は、特に近世以降、数度にわたり

<sup>7</sup> 現在はフランソワ・ミッテラン情報館と改称：Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers.

<sup>8</sup> Hildesheimer, Fr., Des triages au respecte des fonds. Les archives en France sous la monarchie de Juillet, dans *Revue historique*, no.580, 1991, p.295-312 ; Mollet, V., Les chartistes dans les archives départementales avant le décret de 1850, dans *Bibliothèque de l'École des chartes*, t.151, 1993, p.123-154.

<sup>9</sup> Redet, L., Inventaire des archives de la ville de Poitiers, partie antérieure à 1790 (pub. par Richard, A. et Barbier, Ch.), dans *Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest*, 2<sup>e</sup> s., t.5, 1882, p.5-8.

<sup>10</sup> Médiathèque François-Mitterrand, archives de la ville de Poitiers, M, reg. XIII.

<sup>11</sup> Médiathèque François-Mitterrand, archives de la ville de Poitiers, registre des délibérations no.123 ; Rédet, Inventaire..., p.5.

分類整理が試みられたもののその都度混乱し、最終的に床や倉庫にまであふれ出た状態になった都市文書庫の姿であった<sup>12</sup>。レデーはこれらを集めて A から R までのアルファベットと番号を付して分類しなおし、合計 115 個の箱に分けて納めた。【表 2】は、その基本構成である。

【表 2】レデーによるポワチエ都市文書 (Archives municipales de Poitiers, Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers)<sup>13</sup>の分類

A	コミューヌの特権文書 (3 箱)
B	メールおよび市政役人 (2 箱)
C	コミューヌと王権の関係 (3 箱)
D	裁判、警察、道路、職業団体、定期市、貨幣、クラン川航行、施療院 (3 箱)
E	軍事、都市防衛 (2 箱)
F	都市収入。不動産、貢租、ラント他 (6 箱)
G	小売ワイン 10 分の 1 税 (2 箱)
H	バラージュ (間接税)、王権から徴収を許されたもの (2 箱)
I	王権から課された負担：援助金、貸付金など (2 箱)
J	諸負担と都市の出費：一片書類の形態で伝来するもの (10 箱)
K	都市会計：冊子の形態で伝来するもの (6 箱)
L	都市会計報告など (1 箱)
M	史料集成および目録 (4 箱)
(これ以降は「補遺」との位置づけになっており、近世以降の史料がほとんどである。)	
N	メール裁判の記録 (5 箱) ; O 施療院 (7 箱) ; P 大学 (23 箱) ; Q 道路行政 (1 箱) ;
R	間接税記録等 (9 箱) ; S コミューヌに関係がない史料 (6 箱)
百人総会および都市評議会の議事録 (18 箱)	

レデーの分類は非常に細かく、実際のところ複数の系統間で明らかに分類に迷った形跡が見受けられる。特に、王権からの財政援助要請と都市防衛および軍事のための費用調達に関連する一片書類形態の資料は、ポワチエの伝来史料全体の中でかなりの比率を占めているが、E、G、H、I、J の各系統すべてがそれに該当するため、ある史料がどのような基準でその系統に入れられることになったのか理解しづらいというケースも少なくない。

そこで、ここでは都市文書庫に保管されている史料を、その出自によって (1) 都市が外部から受領したもの、(2) 都市が外部に向けて発行したものの控え、(3) 都市が自分自身のために作成したもの、の 3 つに大別した上で各々の伝来状況の概容を紹介していきたい。

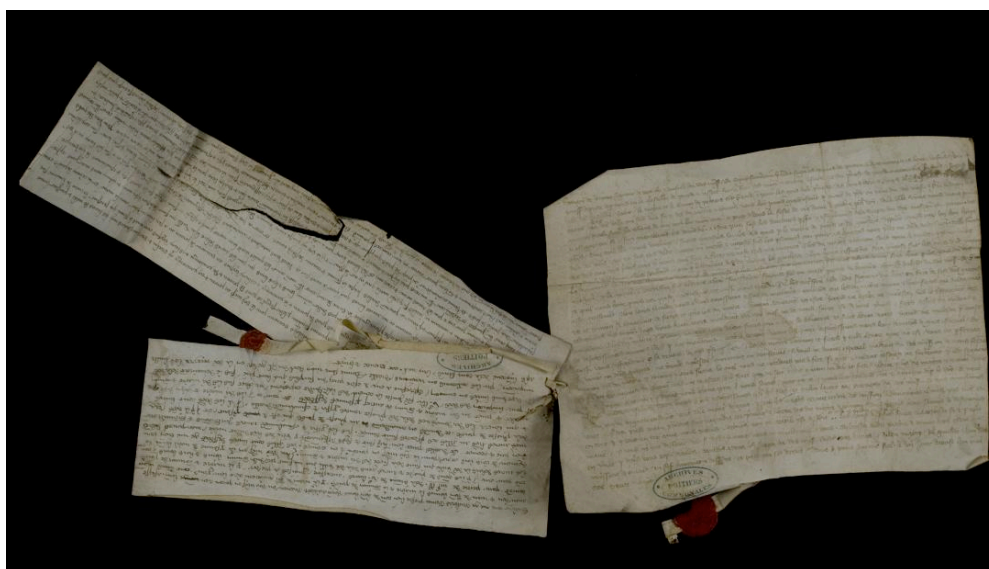
<sup>12</sup> ポワチエ近在の都市の例を挙げるならば、アンジェの都市文書庫では 16 世紀以降数度にわたって分類と目録化の試行錯誤が続けられたにもかかわらず、文書庫の混乱は解決しなかった。19 世紀半ばの都市文書は地下の湿気で多くが腐っており、大量の冊子を廃棄せねばならなかったという。リモージュでも、革命期の混乱で多数の史料が失われた。Port, C., *Inventaire analytique des archives anciennes de la mairie d'Angers*, Paris/Angers 1861, p.i-xi; Thomas, A., *Inventaire-sommaire des archives communales de Limoges antérieurs à 1790*, Limoges 1882, p.3.

<sup>13</sup> レデーは途中から作業場所を市図書館に変更したため、彼によって新たに分類された都市伝来史料は、そのまとまりを維持したまま「ポワチエ都市文書」＝都市アーカイヴズ *archives municipales de Poitiers* として市図書館内に保管されることになった。なお、1870 年以降の書類 (戸籍台帳、市議会議事録、そのほかの行政関連書類) については、都市郊外のポワチエ市文書館 *Archives municipales de Poitiers* に収容されている。

## (1) 都市が受領したもの

第一のグループは、都市が受益者となる証書類や、様々な機関・個人から都市宛に送られてきた書簡が主なものとなる。中でも都市領主によって授与された特権証書がその典型であり、ポワチエ都市文書庫に保管されてきた最古のオリジナルは、アキテーヌ公妃アリエノールの1199年文書である(レデーによる分類番号:A1)。ポワチエの史料伝来の特徴は、オリジナルの形態で伝来する文書が比較的豊富であるのに対し、受領した文書を冊子にまとめて筆写した文書集=カルチュレールの伝来が非常に少ないことである。中世の史料を含むものは2冊しか知られていない上、しかもその2冊ともが一度は都市外に流出し、個人の手を経た後寄贈によって都市に戻ったという経緯<sup>14</sup>を考えると、他にも多くの史料集成が作成されたものの、都市外に流出して失われたと考えた方が自然であろう<sup>15</sup>。

証書類以外の書簡やオールドナンス、都市当局への不動産売却や寄進を証明する文書等に関しては、やはりオリジナル等一片書類形態での伝来数が豊富である。レデーは、1506年の目録との照合によって、16世紀初頭から19世紀前半までの間に失われた史料の一覧表を作成しているが、不動産関係の史料がかなりの比率を占める。相続や訴訟などに際して必要になり持ち出されたものだろうか。さらに、先に触れた王権からの財政援助要請や税徴収許可に関連して受領した書簡や受取証が特に念入りに保管されている(E・G・H・I・J系統の一部として含まれる)との印象を受けるが、興味深いのはその保管方法である。ポワチエの都市文書局では、何らかの徴収や支払いをしなければならなくなった場合、一件ごとに関連書類をまとめて保管しようとする傾向が強かったようだ。例えば金銭的援助を要求する王権からの命令状と、その後王権から発行された受取証を紐でくくって保管する行為がそれであり、費用捻出のために都市や周辺農村で行われた金銭徴収の記録もそれに加わることがある。こうしたスタイルはE・H・I・J系統の多くの史料で見られる。当然ながら発行の日付が大きく離れた書類がくくられて一緒に伝来していることも多く、日付順の目録作成を徹底させたいレデーにとっては大きな障害でしかなかったようである<sup>16</sup>が、我々にとっては、都市当局がいかんにして記録を管理しようとしていたか、その努力の一端を垣間見させてくれるものである。



【写真上：ポワチエ都市文書庫 I2】

<sup>14</sup> ポワチエの2冊の都市カルチュレールについては、前掲拙稿参照。

<sup>15</sup> 例えば、歴代メールの記録を集めた年代記的な書冊(17世紀)などもいったん都市文書庫から流出した後、後代の持ち主によって市図書館に寄贈されている(Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers, ms.574; 386)。

<sup>16</sup> Rédet, Inventaire..., p.174.

コミュニヌが王権に 500 リブラの貸与を約束したことを宣言するポワトゥーの国王軍隊長の書簡（1338 年 8 月 7 日）の上に、100 リブラの支払を証明する同管区の国王収入役代理発行の受取証（同年 8 月 23 日）、さらに残り 400 リブラのうち 100 リブラの受取証（同年 11 月 9 日）が重ねられ、紐でくくられている。（archives municipales de Poitiers, I2. Médiathèque François-Mitterrand Poitiers. 撮影: Oliviers Neuillé）

### （2）都市が外部へ向けて発行したもの

都市が発行した文書の控えは非常に少ない。ポワチエでは 13 世紀前半に「メール（市長）の書記官」なる職への言及が史料中に現れ、ほぼ同時期以降「コミュニヌとメール」が主体となって発行した文書が受取側に伝来しはじめる<sup>17</sup>。しかしながら、こうした外部へ向けて発行された文書の控えをまとめて書き写した登記簿のようなものが、少なくとも中世に関する限り、残念ながら見あたらない。作成されたものの失われた可能性も少なくないと考えられるが、この点に関連して、非訟事項裁決業務の問題に触れておこう。非訟事項裁決業務は、不動産取引や遺贈などの契約に対して何らかの権力が記録を作成し、印璽を押して有効性を保証するものである。有力な都市の多くがこの機能を果たし、都市当局が文書の発行機能を備えていく過程で重要な指標と考えられている。ところがポワチエでは、13 世紀後半に出現する国王印璽尚書がこの領域できわめて大きな役割を果たした。コミュニヌもその一端を担おうとし、競合した形跡もある<sup>18</sup>が、実際に都市に保管されている不動産取引に関連する書類は、都市民どうしのやり取りに関するものも含めほぼすべてが「ポワトゥーを管轄する国王印璽尚書」の発行による。ポワチエにおいて、都市発行の文書の控えの伝来が少ないという点に関しては、以上のような事情も関係していると思われる。

### （3）都市が自分自身のために作成したもの

都市が自らのために生み出した資料として、都市会計簿、議事録、訴訟記録・判決記録といった行政資料に加え、都市当局が作成した条例・法規を挙げることができる。

都市会計記録に関しては、王権からの財政援助要請、百年戦争に伴う都市防備強化の必要、それと並行して進行した税制の変化と整備を直接の契機として、13 世紀末から急速に充実し始めていることが分かる。都市収入役が年度中の会計業務全体を体系的に要約し、冊子の形態でまとめたいわゆる都市会計簿の伝来は 1387 年以降であり（K 系統全てと M 系統の一部）、他のフランス都市と比べて特に早いわけではない。目を引くのは、会計簿の構成要素となっていくような収入ないし支出の記録が、単葉ないしは巻物といった形で 13 世紀末以降増えていくことである（E・G・H・I・J 系統に含まれる）。これらの多くは、（1）の中で触れた王権からの金銭要請や徴収許可と呼応して行われたものである。都市民や周辺農村住民から直接税徴収を行うための査定記録や徴収記録、都市防備強化のためにワイン 10 分の 1 税やバラージュという名で集められた間接税の徴収記録がまず現れた後、集めた金銭をどのような名目で支出したかを列挙した記録が少し遅れて現れる。これらの一片書類は 14 世紀半ばから 15 世紀中葉にかけて特に多数伝来し、その後突如として減少する。これは会計簿の充実化と期を一にした現象とも、百年戦争の開始・終結などの政治的背景に関係した動きとも解釈できるが、いずれも現時点では仮説にすぎず、記録の内容や形式の変遷など、より踏み込んだ分析が必要である。

議事録に関しては、1412 年—1790 年までの合計 199 冊が伝来しており、若干の欠落はあるものの非常に充実していると言うことができる<sup>19</sup>。レデーの目録には対象年代のメモといった程度の記述しか

<sup>17</sup> 最初のもは、かつてポワチエのトリニテ修道院の文書庫に伝来していた不動産の権利関係に関する 1228 年の文書である（Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers, Collection Dom Fonteneau, t.27, p.145）。

<sup>18</sup> 1290 年に、コミュニヌの大印璽とは異なる小印璽の使用に関する規定を議決している他、1302 年にメールが国王印璽尚書の特権侵害行為を国王に訴え出ている（Audouin, no.145 et 178）。

<sup>19</sup> 百人総会議事録は 1412 年以降のものが伝来し、都市評議会議事録に関しては 1466 年以降である。

なく、テキスト刊行もなされていないが、地域史家によって何度も総体的に活用されてきた史料群である<sup>20</sup>。この史料類型に関しても、やはりその先駆的形態とも言える単葉へのコピー伝来が13世紀後半から見られる。例えばD4の分類番号が付された縦8cm×横10cmの獣皮紙には、裁判業務と税徴収業務にあたらせるため都市役人ポストを新たに創設するという1293年2月の都市評議会議決、2人の都市代表をパリへ派遣することが了承されたという同年4月の同議決が並べて筆写されている。一見した限りでは内容上の関連性がよく分からず、時間的間隔もそれなりに空いているこの2つの記録がなぜ一緒に写され、しかも現在まで伝来しているのかは不思議である。ともかくも、冊子形態で継続的に転写され始めるずっと以前から、きちんとした形式に則って議事の記録が取られていたことを、これらの史料は示してくれている。

都市裁判権による訴訟や判決を記録した資料は、冊子形態でまとめられたものは16世紀以降にならなければ出現しない(N系統)が、メール法廷のおよそ7か月分の記録をまとめて筆写した巻物(2m67cm×21cm)が13世紀後半に作成され、伝来している点が目を引くところである(D2)。

最後に、都市当局が作成した条例・法規に関しては、14世紀末に作成された都市カルチュレール「マニユスクリ・サン＝ティレール」が、その時点で都市文書庫に存在した記録の全体像を示してくれる<sup>21</sup>。

\*\*\*\*\*

本稿では、ポワチエ都市文書庫に伝来する史料の全容を概観していくつかの特徴を指摘するにとどめ、その背景や意義までは踏み込まない。しかしながら、ここでは都市が記録を管理するために行っていた様々な努力の一端を見て取ることができた。外部から受領した書類については一件ごとにまとめて保管するという行為が見られ、組織内部の実務書類についても、会計・裁判・評議会の記録をその都度作成して短期間ではあっても保管しておく段階から、必要に応じて巻物などの一片書類にある程度まとめて筆写する段階へ、というプロセスへの移行が徐々に始まっていたようにも思える。

なぜ都市は文書を作成し、管理するのか。何よりも、内部に対しては組織として円滑に機能するためであり、外部に対しては都市内外の諸権力と対峙し、交渉する上での道具とするためであろう。都市ポワチエで行われていた文書管理のための努力が、これらの目的にとってどのような意味を持っていたのかを今後追求していきたいと考えている。

#### Bibliographie (西フランス特にポワトゥーに関連するものを中心に)

##### 【都市文書目録；都市文書庫伝来史料の刊行等】

- Audouin, E. (éd.), *Recueil de documents concernant la commune et la ville de Poitiers*, 2 vols. (*Archives historiques du Poitou*, t.44 et t.46), Poitiers 1923-28. (ポワチエ都市文書庫伝来史料の刊行)
- Aussy, D. de, *Registres de l'échevinage de Saint-Jean-d'Angély 1332-1496*, 3 vols, 1895, 1897, 1902. (サン・ジャン・ダンジェリ都市文書庫伝来史料の刊行)
- Bricauld de Verneuil, M., *Département de la Vienne. Inventaire-sommaire des archives communales antérieures à 1790 de Civray et du greffe de sénéchaussée de cette ville*, Poitiers 1889. (シヴレイの都市文書目録。県の費用による刊行)

なお、レデーの目録刊行の後に3冊の議事録が発見されており、ポワチエ市図書館の史料閲覧室に配架されている同目録には、その情報が赤インクで書き加えられている。

<sup>20</sup> 議事録を総体的に活用した業績として、Favreau, R., *La ville de Poitiers à la fin du Moyen Age*, 2 vols., Poitiers 1978; Andrault, J.-P., *Poitiers à l'âge baroque 1594-1652. Une capitale de province et son corps de ville*, 2 vols., Poitiers 200; Bernstein, H.-J., *Between Crown and Community. Politics and Civic Culture in Sixteenth-Century Poitiers*, Ithaca and London 2004; Rivaud, D., *Les villes et le roi. Les municipalités de Bourges, Poitiers et Tours et l'émergence de l'Etat moderne (v.1440- 1560)*, Rennes 2007.

<sup>21</sup> 前掲拙稿。



- Boutetière, L. de la, Rôles des tailles en Poitou au XVe siècle, dans *Mémoires des Antiquaires de l'Ouest*, 2e s., t.2, p.499-563.
- Chauvineau, N., *Inventaire-sommaires des archives communales antérieures à 1790 de Loudun*, Loudun 1869. (ルーダンの都市文書目録。内務省の助成による刊行)
- Favreau, R., Sources documentaires pour l'histoire médiévale de l'Aunis et de la Saintonge, dans *Revue de la Saintonge et de l'Aunis*, t.1, 1975, p.57-64.
- La Du, M., *Chartes et documents poitevins du XIIIe siècle en langue vulgaire*, 2vols, Poitiers 1960 et 1963.
- Port,C., *Inventaire analytique des archives anciennes de la mairie d'Angers*, Paris/Angers 1861. (アンジェの都市文書目録。都市の費用による刊行)
- Redet,L.,Extraits des comptes de dépenses de la ville de Poitiers aux XIVE et XVe siècles, dans *Mémoires des Antiquaires de l'Ouest*, 1re s., t.6, 1839, p.385-411 et t.7, 1840, p.381-446.
- Redet,L., Inventaire des archives de la ville de Poitiers, partie antérieure à 1790 (pub. par Richard,A. et Barbier,Ch.), dans *Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest*, 2<sup>e</sup> s., t.5,
- Saint-Genis, V., *Inventaire des archives municipales de Châtellerauld antérieures à 1790*, Châtellerauld 1877. (シャテルローの都市文書目録。都市の費用による刊行)
- Thomas, A., *Inventaire-sommaire des archives communales de Limoges antérieurs à 1790*, Limoges 1882. (リモージュの都市文書目録。内務省の助成による刊行)

#### 【二次文献】

- Andrault, J.-P., *Poitiers à l'âge baroque 1594-1652. Une capitale de province et son corps de ville*, 2vols., Poitiers 2003.
- Bernstein, H.-J., *Between Crown and Community. Politics and Civic Culture in Sixteenth-Century Poitiers*, Ithaca and London 2004.
- Circulaire du ministre de l'Intérieur sur le cadre de classement des archives communales modernes ( 20 novembre 1879.), dans *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1879, t.40, p.617-625.
- Favreau,R., *La ville de Poitiers à la fin du Moyen Age*, 2 vols., Poitiers 1978.
- Hildesheimer, Fr., Des triages au respecte des fonds. Les archives en France sous la monarchie de Juillet, dans *Revue historique*, no.580, 1991, p.295-312
- Mollet, V., Les chartistes dans les archives départementales avant le decret de 1850, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, t.151, 1993, p.123-154.
- Prevenier,W. et De Hemptinne,Th. (éd.), *La diplomatie urbain en Europe au Moyen Age. Actes du congrès de la Commission Internationale de Diplomatie, Gand, 1998*, Louvain 2000.
- Rivaud, D., *Les villes et le roi. Les municipalités de Bourges, Poitiers et Tours et l'émergence de l'Etat moderne (v.1440- 1560)*, Rennes 2007.
- Rousseau, H., Archives départementales, communales et hospitalières, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 1882, t.43, p.408-19.